

札幌医第 6368-1 号

令和 4 年（2022 年）10 月 7 日

各医療機関 管理者 様

各助産所 管理者 様

札幌市保健福祉局医務・健康衛生担当局長 館石 宗隆
（保健所長事務取扱）

令和 4 年度（令和 3 年度からの繰越分）医療施設等施設整備事業
（有床診療所等スプリングラー等施設整備事業）に係る事業計画書の
提出について（追加募集）

標記の件につきまして、厚生労働省医政局医療経理室から連絡がありましたので、当該年度における補助希望がある場合は、期限までに次の書類をご提出ください。

記

- 1 補助事業名
医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリングラー等施設整備事業）
- 2 補助対象施設
診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟
- 3 提出書類
 - (1) 施設整備事業計画書（様式 2（個表））
 - (2) 施設面積内訳（対象・対象外面積一覧）
 - (3) 参考資料（整備図面・見積書等）※対象面積・事業費の算出根拠がわかるもの。
- ※様式は北海道のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしご使用ください。（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/129707.html>）
- 4 提出部数 2 部
- 5 提出期日 令和 4 年（2022 年）10 月 14 日（金） ※期限厳守
- 6 提出先及び問い合わせ先

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務係
（担当者 岡垣）

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL:011-231-4111(内線 25-352)

7 事業に係る注意事項

- (1) 書類を提出し国からの内示を受けた後の着工となり、令和5年3月末までに完了する必要があります。（令和5年度への繰り越しはできません。）国からの内示は11月中を予定しておりますが、遅延する可能性があります。上記旨をご承知の上、整備希望がある場合には北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課担当者あてに予めご相談ください。
- (2) 設置済みのスプリンクラー及び自動火災報知設備の更新は補助の対象外です。
- (3) スプリンクラー整備に係る整備面積（補助対象面積）は医療施設として機能しうる部分のうちスプリンクラーを整備する部分の面積となります。それ以外の部分（例：住宅部分等）は、整備面積に含めないでください。

札幌市保健所医療政策課医務係
担当：小石川 TEL:011-622-5162